

事業計画書

自 令和 5 年 7 月 1 日
至 令和 6 年 6 月 30 日

《はじめに》

本年 5 月に新型コロナウイルス感染症が感染症法による二類から五類に変更分類され、一応の収束目処となり、長かった制約的事業活動も、いよいよ「アフターコロナ」の具体的目標を定めダイナミックな施策を講ずる年度と思われます。

当協会は、土地家屋調査士制度に基づく「不動産の表示に関する登記に必要な業務を通し、公共事業の円滑化を図り、国民の不動産に関する権利の明確化と安定化に寄与する使命」を根幹に、感染症で痛んだ社会を見つめ、ニーズの変化を見極め、不動産の表示に関する登記及び筆界を明らかにする専門家集団として再認識し、地図作成作業・公共嘱託登記業務等を中心に調査研究を怠らず、県土の更なる発展を願い、県土の利用、整備、災害復旧、空き家対策などに貢献できるよう、社員相互の親睦と社会的地位の向上を目指し努力してまいります。

基本方針

- ① 土地家屋調査士制度による事業並びに付随・関連事業の啓発
- ② 公益法人としての国民に対する役割的事業の推進
- ③ 個人情報等、コンプライアンス並びにガバナンスの徹底と情報公開
- ④ 法人の持続性による成果の安全・安心（法人の社員構成、全公連が主催する保険加入など責任保証）の啓発

1. 業務関係

1 法的事業及び付随・関連事業

* 嘱託登記の重要性、必要性の啓発・推進事業（法的事業）

国・地方公共団体等の公共用地取得、法定道路・河川等の改良・改修整備事業に伴う不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、又はその登記の嘱託若しくは申請の適正且つ迅速な実施に寄与する。さらに大量一括、地域密着により、成果のスムーズ且つ均質な業務処理を行い、事業者の権利の明確化に寄与することが当協会設立目的であり根幹事業である。

* 地図作成作業の積極的参画事業（不動産登記法第 14 条 1 項地図作成作業等）

国の重要な施策として国土交通省で実施されている国土調査事業がある。その事業により作成された地図は、不動産登記法第 14 条地図として法務局に備え付

けられ、国家基盤の根幹となる権利地図として極めて重要な役割を担っている。また、法務省では、極めて地図が混乱していて、国土の維持管理に支障が出ている都市部（D I D地区）地域を策定し、不動産登記法第14条地図作成作業を実施している。地図混乱を解消し、行政運営の障害を取り払い、さらに国民の土地利用の明確化、安定化を図っている。それらの事業に積極的に参画実施することにより、国民のさらなる不動産に対する権利意識の向上に寄与できるものと確信する。

なお、法務省は全国の登記所備付地図の電子データの無償提供を開始し、IT化政策を促進し、国民の更なる利便性による利益を追求している。

* 官民境界確認支援業務（関連業務）

官公署における境界確定業務を担当する部署の、負担の軽減且つ迅速化に寄与する。

当協会の地域に密着した体制と専門知識、また経験が豊富であり、特に資料収集と分析・解析に必要な専門的知識と高度な能力の提供。土地基本法に位置付けられた、公有地境界の明確化（土地所有者の適正な利用・管理の責務・里道水路の表題登記支援）に寄与するための研究、啓発。

* 都市計画区域内におけるリノベーションに伴う補助（関連業務）

区域内のスポンジ化現象対策に係る住宅地の再区画や、空き家対策に伴う狭あい道路解消の調査測量、嘱託登記等の積極的な行政支援。

2 公益法人としての役割としての事業

* 県民・市民に親しまれ利活用されている公共建物の表題登記を継続事業とし、不動産登記制度の啓発を図る。（公嘱司法書士協会と協同事業）

* 研修会及び公開講座

- ・ 災害等の復旧が円滑となるよう支援に関する検討
- ・ 公共調達に関する研究
- ・ 社員、官公署担当者、県民を対象とした講座の実施（東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会（山形市で実施予定）で実施する）

* 定期情報交換会開催（官公署、土地家屋調査士会、公嘱司法書士協会）

* ホームページによる情報発信の充実

広く一般県民に対し業務等の情報を発信し、公共嘱託制度、土地家屋調査士制度、不動産登記制度のより一層の啓蒙を図る。

* 改正法を研究理解した業務支援の啓発（土地基本法の一部改正による土地所有者の責務。民法一部改正による相続登記の義務化。相続財産の国庫帰属。所有者不明土地関連）

3 コンプライアンス並びにガバナンスの徹底

- * 社員の減少、年齢の上昇による財務の健全化及び協会組織の持続可能対策。
- * 成果品・貸借資料の個人情報等管理の徹底。
- * 事務所形態に応じた適正な業務対応を行い、迅速な業務体制を築く。

- * 業務処理の統一化を再確認し、質の高い成果を提供する。
- * ホームページ等情報開示による組織の透明化により、業務・財務・役員の健全化を図る。
- * インボイス制度を理解し、社員の公平性が担保できる施策の実施。

2. 会議関係

- * 山形県土地家屋調査士会との打合会
- * 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会並びに東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との会議
本年は東北ブロック総会の担当協会（山形市で実施予定）
- * 公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会との打合会
- * 一般社団法人山形県測量設計業協会との打合会
- * その他協会との円滑な業務執行と発展が望める会議を設置する